



## さいとう 誠 誠策で勝つ

船橋市議会議員

〒273-0021 船橋市海神4-22-12

TEL・FAX 047-431-1717

E-mail [seisaku@jasmine.ocn.ne.jp](mailto:seisaku@jasmine.ocn.ne.jp)

URL <http://seisaku-makoto.com>

### 医療センター加算料改定

第2回定例会で、民主連合として加算料改定について、議案質疑を行いました。

非紹介患者初診加算料の改定等について。

平成28年度、紹介状のない初診患者及び逆紹介したにも関わらず受診した再診患者に対して、一定額を徴収することが厚生労働省令に定められました。

高度医療機関とかかりつけ医との機能分担が目的です。

平成29年度までは、特定機能病院、一般病床500床以上の地域医療支援病院を対象としていましたが、平成30年度から400床以上に引き下げられました。

医療センターは449床のため、対象になることになりました。

非紹介患者初診加算料について、医科の場合、810円から5

400円に、歯科の場合、3240円に値上がりします。

施行日は、本年10月1日。

「加算料値上げについては、精算窓口でトラブルになる可能性があるので、初診の患者さんが、診療前に診察券を提示する際に、加算料値上げについて、十分に説明をする必要がある。

また、医療センターのみならず、かかりつけ医にポスター掲示をしたり、その他、あらゆる手段を使って、値上げの周知をする。

また、紹介済患者再診加算料については、医科の場合、新たに2700円、歯科の場合、新たに1620円かかります。

所謂、医療センターがかかりつけ医を逆紹介し、何らかの理由で、再び、医療センターで診療を受けるケースです。

# 医療センター加算料改定

そこで、再診患者さんに対しても医療センターでの診療前の窓口での説明、かかりつけ医での十分な説明、その他、あらゆる手段を使って、値上げの周知をする必要がある。」と申し上げました。

市としては、広報ふなばし、ホームページ、院内掲示、窓口案内、医療センターNEWS、連携医プレスで周知をはかることとなります。

また、公共交通機関に広告掲載を依頼し、更に、医師会、地域医療機関にも周知を依頼することとなります。

「加算料が発生する要件についてですが、君津中央病院、旭中央病院では、即入院・救急患者の対応については、加算料を徴収していません。

また、原則として、一般患者については、平日時間内の加算料や土日祝日・平日時間外の時間外選定療養費を徴収しています。

一方、医療センターの場合は、即入院・救急患者の対応については、加算料を徴収していません。

また、一般患者については、平日の時間内は加算料を徴収しますが、土日祝日・平日の時間外については、時間外選定療養費を徴収していません。

加算料は平日時間内は値上げするものの、要件は今後、変わりません。

そこで、土日祝日・平日の時間外については、加算料が発生しませんが、夜間休日初期診療と2次救急診療との棲み分けを明確にして、第一段階としては、夜間休日初期診療を利用し、対応できない場合、2次救急の医療センターを利用するよう、患者さんにご理解をいただき、現在、負担のかかっている医療センター医師への過度な負担を避けなくてはならないが、見解を伺いました。」

答弁は、

『当センターは、千葉県東葛南部医療圏の3次救命救急センターの役割を担っており、心筋梗塞や脳卒中等、2次救急では対応できない重篤な患者さんに対し高度な医療を提供している。

夜間休日急病診療所、2次救急医療機関、当センターの役割を明確化することは重要であるので、市民に医療機関が現在、機能分化と業務連携を進めていることをお知らせしていきます。』  
というものでした。

医療センター医師の健康保持も重要であると考えます。